

働く世代の女性の運動継続支援事業実施要綱及び補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運動する時間が取りにくい働く世代の女性に向けて、就業時間内に運動プログラムを実施し、体の不調に効く運動の效能を感じてもらうとともに、運動の継続を促すためエクササイズ提供企業が行なう事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「エクササイズ提供企業」とは、次のアからエの全てを満たす者をいう。

ア 県内に本店、支店又は営業所を有する者

イ 日本標準産業分類に定めるフィットネスクラブ又はこれに準ずる形態と知事が認める者

ウ 職場訪問エクササイズで、エクササイズ受入企業の就業時間中に女性従業員を対象に、運動プログラムを提供する者

エ 自らが管理する室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設の利用、当該施設における運動プログラムの利用やこれに準じる内容と知事が認めるサービスを提供することが可能である者

(2) 「職場訪問エクササイズ」とは、県が、エクササイズ提供企業とエクササイズ受入企業をマッチングした上で、エクササイズ提供企業が、エクササイズ受入企業の希望する県内の事業所を訪問し、エクササイズ受入企業の就業時間内に、女性従業員（人数は問わない）を対象に、腰痛や肩こり等の体の不調の改善に効果的なヨガ・ストレッチ等の運動プログラムを、全2回構成、1回20分程度を目安に、週1回程度の頻度で無償提供（スポーツトレーナー等派遣費用、使用機材や備品費等諸経費を無償提供）することをいう。

(3) 「エクササイズ受入企業」とは、県内に本店、支店又は営業所を有する者であり、職場訪問エクササイズで、就業時間中に女性従業員を対象に、エクササイズ提供企業から運動プログラムの提供を受ける者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全てを満たす事業とし、当該事業に要する経費（税抜額）から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

(1) エクササイズ提供企業が実施すること。

(2) エクササイズ受入企業の女性従業員（以下「対象者」という）に対して実施すること。

(3) エクササイズ提供企業が管理する室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設の利用、当該施設における運動プログラムの利用やこれに準じると知事が認める内容を前号に定める対象者に提供し、前号の対象者が利用すること。

(4) 第2号に定める対象者が、前号に定める運動施設の利用等の提供を受け、職場訪問エクササイズ終了後（全2回構成のうち2回目の実施日）から1か月以内に前号に定める利用を開始すること。

- (5) 第3号に定める運動施設の利用等の提供は、前号の開始日から2か月間に5回以上提供すること。
- (6) 第3号に定める運動施設の利用等の提供にあたり、第2号に定める対象者から費用負担を求めないこと。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、前条の規定による対象事業に要する経費(税抜額)から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額と次により算出した額を比較し、低廉な額とする。

(1) 前条第2号の対象者のうち、次のア及びイの全てを満たす者1人当たり8,800円

ア 職場訪問エクササイズに参加した者

イ 補助事業により、前条第3号及び第4号のとおり運動施設等を利用した者

(2) 前号の上限人数 エクササイズ提供企業1者あたり110人

(エクササイズ提供企業を対象とした申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(第1号様式の1)

(2) 役員等氏名一覧表(第1号様式の2)

(3) その他知事が必要と認める書類

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供するときは、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(エクササイズ受入企業を対象とした申請書の提出期日等)

第7条 職場訪問エクササイズを希望する者は、職場訪問エクササイズ申請書(第5号様式)を別に知事の定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) エクササイズ受入企業希望概要(第5号様式の1)

(2) その他知事が必要と認める書類

(職場訪問エクササイズ)

第8条 知事は、第5条又は第7条による申請書の提出を受けた場合、別に知事の定める期間に、エクササイズ提供企業の申請内容を、エクササイズ受入企業に情報共有し、エクササイズ受入企業の希望に応じて、エクササイズ提供企業とマッチングを行う。

2 マッチング成立後、エクササイズ提供企業は、職場訪問エクササイズ実施計画書（第6号様式）を知事に提出する。

3 職場訪問エクササイズ実施後、エクササイズ提供企業は、職場訪問エクササイズ実施報告書（第7号様式）を知事に提出する。

(交付の決定)

第9条 知事は、第5条の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容及び職場訪問エクササイズのマッチング成立状況を踏まえ、補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定により働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）にて通知するものとする。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、働く世代の女性の運動継続支援事業実施状況報告書（第8号様式）により、別に知事の定める日までに行わなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、働く世代の女性の運動継続支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて、別に知事の定める日までに行わなければならない。ただし、前条に規定する働く世代の女性の運動継続支援事業実施状況報告書を提出する者にあつては、実績確定後すみやかに報告すること。

(1) 事業結果報告書（第3号様式の1）

(2) 事業結果報告書詳細（第3号様式の2）

(3) 運動継続スタンプカード

2 知事は、前項の規定に基づき、補助金の交付額を確定したときは、規則第13条の規定により働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付額確定通知書（第4号様式）にて通知するものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、申請者の氏名又は名称及び住所を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和6年5月31日限りこの効力を失う。

2 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は前項の規定にかかわらず、失効の日以後もその効力を有する。

第1号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・住所)
(名称)
(代表者の職名・氏名)
(代理申請の場合はこちらも記載)
代理申請者 所在地・住所
名称
代表者の職名・氏名

働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付申請書

働く世代の女性の運動継続支援事業について、補助金の交付を受けたいので、働く世代の女性の運動継続支援事業実施要綱及び補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の1）
- (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式の2）
- (3) 申請者について、個人事業者の場合は住民票及び事務所又は事業所の所在地を証する書類、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、その他の団体の場合は必要に応じて規約等

（ 責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先 ）

第1号様式の1

事業計画書

【留意事項】
クリーム色のセルに入力してください。
水色のセル…**入力しない**でください。(自動計算)

1 働く世代の女性の運動継続支援事業に係るスケジュール (参考)

スケジュール	エクササイズ提供企業	エクササイズ受入企業
① 11月2日 【第5条関係】	補助事業応募締切 (エクササイズ提供企業→知事)	職場訪問エクササイズ応募締切 (エクササイズ受入企業→知事)
② 11月6日～11月17日 【第8条関係】	エクササイズ提供企業とエクササイズ受入企業とをマッチング (知事)	
③ 11月20日～順次(1月31日まで) 【第8条関係】	職場訪問エクササイズを実施 (エクササイズ提供企業⇄エクササイズ受入企業)	
④ 職場訪問エクササイズ終了後(全2回構成の2回目終了後)～順次(3月31日まで) 【第3条関係】	補助事業を実施(エクササイズ提供企業)	
⑤ 3月29日 【第13条関係】	実績報告期限(エクササイズ提供企業→知事) ※ 必要に応じて実施状況報告	—
⑥ 3月31日	補助事業の終了	

2 職場訪問エクササイズについて

(1) 提供する運動プログラム(※1)の内容について

	対象人数(※2)	所要時間	実施方法(※3)	内容及び流れ(スタート～クローズ)
1回目	【最少催行人数】			【内容】
				【流れ】 (スタート) → → → (クローズ)
2回目	【最多催行人数】			【内容】
				【流れ】 (スタート) → → → (クローズ)

※1 運動プログラムは、11月20日～1月31日の間で、「全2回構成、1回20分程度を目安に、週1回程度の頻度」での実施となります。

※2 原則、エクササイズ受入企業の女性従業員は2回とも参加します。最少催行人数、最多催行人数を記載ください。

※3 運動プログラムの実施方法は、対面もしくはオンライン(リアルタイム)を記載してください。

(2) 運動プログラムについて補助事業趣旨(※)を念頭に、特に工夫する点

※要綱第1条、2条関係。運動する時間が取りにくい働く世代の女性に向けて、就業時間内に運動プログラムを実施し、体の不調に効く運動の効能を感じてもらおう。

(3) 前述1の③の期間を参考に、複数のエクササイズ受入企業に同時期に運動プログラムを提供できる体制の場合は、同時期に何社まで提供可能か。

(4) 運動プログラムが提供できない地域(神奈川県内の地域)

3. 補助事業について

(1) 補助事業が提供可能な店舗（※）について

店舗数 (箇所)	内訳
-------------	----

※ 個人の行動変容（運動習慣の定着）が促される必要があるため、原則、会社や自宅最寄、通勤経路上など個人が通いやすい、個人が希望する店舗で提供できるようにしてください。内訳には、店舗名を記載ください。

(2) 提供する運動プログラムや運動施設利用について

【運動プログラム】	
【運動施設（室内プールやトレーニングジムなど）利用】	
【その他提供するサービス（※）】	

※ 補助事業は、個人の行動変容（運動習慣の定着）をねらいとし、個人の費用負担がないことが前提であるため、上記に付随するサービス（上記に係る事務手数料、ロッカールームやシャワー・お風呂、パウダールームの利用など）を記載ください。

(3) 個人の行動変容（運動習慣の定着）を念頭に、特に工夫する点（声かけ等モチベーションを上げる工夫や、なるべく手軽に通ってもらえるようなサービスの提供など）

--

(4) 申請額

①総事業費 (税抜) (※1)	②寄附金・国庫 補助金等の収入 額	③差引額 (①-②)	④対象経費の支出 予定額	基準額				⑩県補助基本額 = 申請額 (※4)
				⑤職場訪問エクサ サイズの最多催行 人数	⑥職場訪問エクサ サイズのマッチン グ成立見込数(※ 2)	⑦補助事業の対象 者(※3) 見込人数 (⑤×⑥)	⑧単価	
		0円		0人		0人	8,800円	0円
④' 補助事業の対象者1人あたりに係る事業費			#DIV/0!					

※5 ④' と ⑧(8,800円)を比較し
て低廉な方の額を単価とし交付決定
することに留意すること

※1 総事業費は、3 (2) や (4) ⑦をもとに、税抜額を記載すること。

※2 見込。「1 働く世代の女性の運動継続支援事業に係るスケジュール (参考)」の③の期間を参考に、2 (3) で記載した体制も加味して見込むこと。

※3 第3条関係。職場訪問エクササイズ終了後(全2回構成の2回目終了後)から、1か月以内に、エクササイズ提供企業の運動施設で運動プログラム等の提供を受け、運動が継続(2か月間に5回以上の運動プログラムや運動施設使用)したエクササイズ受入企業の女性従業員。

※4 「⑩県補助基本額」欄は、③、④及び⑨とを比較して少ない方の額を記入すること。
千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

(5) 補助事業の対象者の管理について

原則、運動継続スタンプカード(受入企業からエクササイズ受入企業の女性従業員へ配布)で管理しますが、エクササイズ提供企業が独自に用意する管理システム(会員カード等の付与等)を併用することも可能です。実績報告の際には、事業結果報告書詳細(第3号様式の2)の注意書きに留意してください。

4 その他(特記事項)

- ・ プログラム内容を分かりやすく紹介しているチラシ等があれば併せて添付してください。このチラシは、エクササイズ受入企業とも共有することを予定しています。
- ・ (その他特記事項があれば下記に記載ください)

申請額を除き、事業計画書の内容は職場訪問エクササイズのマッチングに利用するため、エクササイズ受入企業とも共有します。

第1号様式の2(1)(申請者が法人、団体の場合)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名
代表者職・氏名

第1号様式の2(2)(申請者が個人事業主の場合)

氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
		T S H . .		

記載された者は、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

第2号様式

働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました、働く世代の女性の運動継続支援事業補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり決定したので同規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった働く世代の女性の運動継続支援事業補助金に係る事業とします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき
 - ウ 補助事業者が働く世代の女性の運動継続支援事業実施要綱及び補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (6) この補助金は、事業実績報告書に基づき精算交付します。
- (7) その他、規則及び要綱の定めるところに従わなければなりません。

- 3 この補助金に係る実績報告は、要綱第 13 条の規定により、知事に提出しなければなりません。
- 4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を 10 年間保管しなければなりません。
また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- 5 所在地又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- 7 規則の定めにより知事に提出する書類の部数は一部とします。

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・住所)
(名称)
(代表者の職名・氏名)
(代理申請の場合はこちらも記載)
代理申請者 所在地・住所
名称
代表者の職名・氏名

働く世代の女性の運動継続支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた働く世代の女性の運動継続支援事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。なお、報告内容については、事実と相違ありません。

1 添付書類

- (1) 事業結果報告書 (第3号様式の1)
- (2) 事業結果報告書詳細 (第3号様式の2)
- (3) 運動継続スタンプカード

〔 責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先 〕

(1) 運動プログラムや運動施設利用について

【運動プログラム (内訳)】

【運動施設 (室内プールやトレーニングジムなど) 利用 (内訳)】

【その他提供したサービス】

(2) 個人の行動変容 (運動習慣の定着) を念頭に、特に考慮した点 (声かけ等モチベーションを上げる工夫や、なるべく手軽に通ってもらえるようなサービスの提供など)

(3) 補助事業の対象者 (※) 人数及び補助金の算定

① 補助事業の対象者見込人数 (働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付申請書実施計画書より転記)

② 職場訪問エクササイズ終了後 (全2回構成の2回目終了後) から、1か月以内に、エクササイズ提供企業の運動施設で、運動プログラムや運動施設使用の無償提供を受けたエクササイズ受入企業の女性従業員の人数

③ さらに、運動が継続 (2か月間に5回以上の運動プログラムや運動施設使用) したエクササイズ受入企業の女性従業員の人数 (②の内数。詳細を第3号様式の2に記載してください)

④ 補助金の算定

③の人数×8,800円= _____ 円

※ エクササイズ受入企業ごとに作成

事業結果報告書詳細

年 月 日現在

- 1 エクササイズ受入企業名

- 2 職場訪問エクササイズ終了日（全2回構成の2回目実施日）

3 補助事業の対象者詳細

	運動継続スタンプカード シリアルナンバー	対象者がジム に通い始めた 日	運動プログラム等実施日				
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 「運動継続スタンプカード」（受入企業からエクササイズ受入企業の女性従業員へ配布）と突き合わせますので、正確に記載してください。「運動継続スタンプカード」と、エクササイズ提供企業が独自に用意する管理システム（会員カード等の付与等）を併用し補助事業の対象者を管理した場合、管理システムの内容と「運動継続スタンプカード」に齟齬がないようにしてください。

第4号様式

働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

働く世代の女性の運動継続支援事業補助金交付決定通知書(年 月 日付け 第 号)により交付決定した補助金については、年 月 日付けで提出された働く世代の女性の運動継続支援事業補助金実績報告書に基づき、規則第13条の規定により交付額を 円に確定したので通知します。

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 (所在地・住所)
(名称)
(代表者の職名・氏名)
(代理申請の場合はこちらも記載)
代理申請者 所在地・住所
名称
代表者の職名・氏名

職場訪問エクササイズ申請書

職場訪問エクササイズを希望したいので、働く世代の女性の運動継続支援事業実施要綱及び補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) エクササイズ受入企業希望概要 (第5号様式の1)
- (2) 申請者について、個人事業者の場合は住民票及び事務所又は事業所の所在地を証する書類、法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)、その他の団体の場合は必要に応じて規約等

(責任者氏名 連絡先
担当者氏名 連絡先)

第5号様式の1

エクササイズ受入企業希望概要

1 働く世代の女性の運動継続支援事業に係るスケジュール (参考)

スケジュール	エクササイズ提供企業	エクササイズ受入企業
① 11月2日【第5条関係】	補助事業応募募集切 (エクササイズ提供企業→知事)	職場訪問エクササイズ応募募集切 (エクササイズ受入企業→知事)
② 11月6日～11月17日【第8条関係】	エクササイズ提供企業とエクササイズ受入企業とをマッチング (知事)	
③ 11月20日～順次(1月31日まで)【第8条関係】	職場訪問エクササイズを実施 (エクササイズ提供企業⇄エクササイズ受入企業)	
④ 職場訪問エクササイズ終了後 (全2回構成の2回目終了後)～順次 (3月31日まで)【第3条関係】	補助事業を実施 (エクササイズ提供企業)	
⑤ 3月29日【第13条関係】	実績報告期限(エクササイズ提供企業→知事) ※ 必要に応じて実施状況報告	—
⑥ 3月31日	補助事業の終了	

2 エクササイズ受入企業基本情報

(ふりがな) 事業所名	()
代表者 部署・役職・氏名	
所在地	〒 -
応募の動機	(「事業所名」欄に記載した事業所の所在地を記載すること。)

事業所情報	主な事業内容	
	常時雇用する従業員数 (※)	人 【うち女性従業員 () 人】

3 職場訪問エクササイズについて

参加予定の女性従業員	人	
参加予定者が主に従事する職種	主な年代	
実施場所	※所内会議室等、想定している実施場所を記載してください。	
プログラム 実施希望時期 (複数回答可)	<p>運動プログラムは、11月20日～1月31日の間で、「全2回構成、1回20分程度を目安に、週1回程度の頻度」で実施されます。希望する実施時期 (※) を記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1希望 ・ 第2希望 <p>※ 任意の期間でも、11月下旬といった記載でも構いません。詳細な日は、マッチング成立の際に調整します。</p>	

4 確認事項 (次の事項を確認のうえ、右欄に○を記入してください。)

確認事項	確認結果
過去3年間において、重大な労働関係法令の違反はありません。	
暴力団、又は暴力団員等が経営、運営に関係している企業ではありません。	

連絡担当窓口	部署・役職・氏名	
	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	

※ エクササイズ受入企業ごとに作成

職場訪問エクササイズ実施計画書

年 月 日

1 エクササイズ提供企業名

2 エクササイズ受入企業名

3 職場訪問エクササイズ実施予定日時（日時を記載の上チェックボックスにチェックください）

- ・ 1回目 月 日 : ~ : 実施時間は就業時間内である。
- ・ 2回目 月 日 : ~ : 実施時間は就業時間内である。

4 実施予定内容

	対象人数 (※1)	所要時間	実施方法 (※2)	内容及び流れ（スタート～クローズ）
1回目				【内容】 【流れ】 (スタート) → → → (クローズ)
2回目				【内容】 【流れ】 (スタート) → → → (クローズ) (※3)

※1 原則、エクササイズ受入企業の女性従業員は2回とも参加します。

※2 運動プログラムの実施方法は、対面もしくはオンライン(リアルタイム)を記載してください。

※3 職場訪問エクササイズに引き続く補助事業の紹介（自らが管理する運動施設の利用、当該施設における運動プログラムへの誘客）を通して、運動習慣の定着化を促してください。

責任者氏名	連絡先
担当者氏名	連絡先

※ 「補助金実績報告書（第3号様式）」と突き合わせますので、正確に記載してください。

〔	責任者氏名	連絡先	〕
	担当者氏名	連絡先	

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

働く世代の女性の運動継続支援事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた働く世代の女性の運動継続支援事業補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況(補助事業の対象者の人数)

人

※ 職場訪問エクササイズ終了後（全2回構成の2回目終了後）から、1か月以内に、エクササイズ提供企業の運動施設で、運動プログラム等の提供を受け、運動が継続（2か月間に5回以上の運動プログラムや運動施設使用）したエクササイズ受入企業の女性従業員の人数を記載してください。

責任者氏名
担当者氏名

連絡先
連絡先